

長浜水道企業団職員を募集します

図 長浜水道企業団総務課 ☎62・4101
〒526・0047 下坂浜町248・22



- 【職種】一般事務職、電気技術職
- 【試験区分】大学卒業
- 【採用予定人数】各若干人
- 【試験日】10月24日(土)
- 【試験会場】長浜水道企業団(下坂浜町)
- 【受験資格】①または②に該当する人
 - ①平成7年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人で、学校教育法に基づいて大学(短期大学を除く)を卒業した人
 - ②令和3年3月31日までに大学(短期大学を除く)を卒業する見込みの人

【申込期間】
9月14日(月)～10月9日(金)消印有効
受験申込書は担当課にあります。また、長浜水道企業団ホームページからダウンロードすることもできます。
受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号)(120円切手を貼付して、宛先、郵便番号明記を同封して、担当課まで郵送してください。

都市計画案をご覧いただけます

図 都市計画課 ☎65・6562



都市計画案の縦覧を実施します。対象となる都市計画案は、次のとおりです。
○祇園十四八幡子地区地区計画案
【と き】9月23日(水)～10月7日(水)
【ところ】都市計画課(本庁舎2階)
【意見提出】
所定の様式に住所、氏名、電話番号を記入し、10月7日(水)までに直接担当課まで提出してください。
※意見に対しての個別の回答はできませんので、ご了承ください。
※縦覧期間中、市ホームページで都市計

画案の閲覧、意見書様式のダウンロードができます。
説明会を開催します

- 【と き】9月24日(木)19時～受付18時30分
- 【ところ】市役所本庁舎1階 多目的ルーム4
- ※参加申込は不要です。
- ※マスク着用をお願いします。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会を中止する場合があります。

「ごみ出し」は地域の集積所をご利用ください

図 環境保全課 ☎65・6513



湖北広域行政事務センターの各施設では、引越しや大掃除などで一時的に出た多量のごみの持込みを受け付けています。しかし、少量のごみをはじめとする持込みが年々増加しています。このため、施設内が持込み車両で混雑し、周辺道路の交通渋滞を引き起こす原因となっております。
少量のごみは、できる限り地域の集積所へ出していただくよう、ご協力をよろしくお願いします。

引越し、大掃除などで一時的に多量に出た場合

月曜日や毎月第4日曜日は、施設内が特に混雑し、受付からお帰りいただくまでにかかりの時間がかかります。週の後半は比較的、ごみの持込み件数が少ない傾向にありますので、持ち込む日をずらすなど、ご協力をお願いします。

問合せ先
湖北広域行政事務センター業務課
☎62・7143

狂犬病予防注射の接種期間が延長されます

図 環境保全課 ☎65・6513



毎年4～6月に接種が義務付けられている狂犬病予防注射の接種期間について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度は12月31日まで延長されます。まだ注射を受けていない犬の飼い主の人は、早めに動物病院で注射を受けてください。

動物病院を受診する際は、待合室での混雑を避けるため事前に電話連絡で相談するなど、集団感染を防ぐための配慮をお願いします。

湖北地域の動物病院

- 吉永動物病院(平方町) ☎65・0333
- 別所動物病院(神照町) ☎65・1456
- 笠原動物病院(平方町) ☎64・1482
- なごみ動物病院(小堀町) ☎63・5502
- リラの木(どぶつ病院(大路町)) ☎74・4757
- こほくどぶつ病院(高月町東物部) ☎85・6121
- みなみ動物病院(米原市高溝) ☎52・8611
- 長浜(どぶつ病院(祇園町)) ☎50・5536

市営住宅(改良住宅)の入居者を募集します

図 住宅課 ☎65-6533



【申込要件】

- 次のすべての条件を満たす人
- 市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料(税)の滞納がないこと。
- 申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと。
- 現に同居、または同居しようとする親族があること。
- 現に住宅にお困りであること。
- 申込世帯の収入月額(合計)が15万8千円以下であること。
- ※特定の条件を満たす場合は21万4千円以下になります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

【入居の時期】

令和2年12月下旬頃を予定

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積(m ²)	令和2年度家賃月額(円) ※入居者の収入月額により算定
改良住宅桜町団地 第5-23号(桜町235-14)	昭和61年度	簡易耐火構造 2階建	4DK	95.12m ²	23,300円～34,700円
改良住宅桜町団地 第5-25号(桜町235-13)	昭和61年度	簡易耐火構造 2階建	4DK	95.12m ²	23,300円～34,700円

※募集住宅は、分離不可能な2戸1棟物件で、壁1枚にて住居を区分(募集は別々に1戸として募集)

【選考方法】

申込要件をすべて満たす人の中から、改良住宅入居者選定委員会で審査を経て入居者を決定します。

【その他】

- 原則として代理人を通じての申込みはできません。
- 入居の際は、連帯保証人が必要です
- ※申込時には必要ありません。
- 入居者の収入月額により、家賃が段階的に異なります。

【募集期間】

9月11日(金)～23日(水)
※9月1日(火)から住宅課(本庁舎2階)、北部振興局および各支所で募集案内を配布します。

野焼きは法律で禁止されています

図 環境保全課 ☎65・6513



一般家庭や事業所から出るごみやドラム缶などで焼却処理する野焼きは、法律により原則禁止され、左記の罰則もあります。

ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、場合によってはダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響が出る可能性があります。

野焼きに関しては、法律上の規制もありますが、近隣の方に迷惑をかけるなどということが重要であり、下記の例外とされている野焼きの場合であっても、**周辺から煙や悪臭で苦情が寄せられた場合は、中止や焼却方法の指導等の対象となります。**風向き等も考慮してください。

禁止の例外

- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例：どんど焼きなど地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却)
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例：農業者が行う稲わらなどの焼却、漁業者が行う

漁網等に着した海産物の焼却)
○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例：たき火、暖をとるための落ち葉や薪の焼却、バーベキュー)

○国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
○震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

野焼きの罰則

違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰せられ、行為者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、またはこの併科に処せられます。また、法人にあっては、3億円以下の罰金に処せられます。

※火災の危険性がある場合は消防署へ、産業廃棄物事業活動に伴って生じた廃棄物(の焼却や常習性がある等の悪質な場合には、警察署へ連絡してください。

